





② この処分があったことを知った日の翌日から起算して1か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したとき。

2 取消訴訟について

この裁決の取消しの訴えは、岸和田市貝塚市清掃施設組合を被告として（訴訟において岸和田市貝塚市清掃施設組合を代表する者は、管理者となります。）提起することができます。ただし、次の①又は②のいずれかに該当するとき（正当な理由があるときを除く。）は、裁決の取消しの訴えを提起することができなくなります。

① この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月を経過したとき。

② この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したとき。